



#### 第 卷 第 號

### 大正 + 年七月 日發行

(通卷第二十七號)

## **厄开**

### 戰 任

世 界 り繰りで茶を濁して行かうとい 文學博士 論

忙殺 居ると云はむよりも、 が立ち、それに向ひての努力に孜々として働いて つみで、 我日本は今や戰後の始末に忙殺されて居る。否 とい **乘組員の氣が躁せり、忙はしげな感じがする** 其質は手の出しやうがなく、 ふのは當らぬかも知れない。 寧ろ舵を失つた捨小舟の如 一定の見込 日先きの遺

Ġ

绾

-ta 彸

研 究

世界大戰責任論

銌

Ξ 號

金四三

原 勝 ふ茫然たる懶け氣 郎

う筈なく、大戦の歴史なごはごうでもよいのであ に陷り易く、 分が充ちて居るのだ。 るから、其歴史の一部たるに過ぎず、 いふ意氣込のない者には、過去を顧る餘裕のあら 水掛論に終り易い大戰責任論 斯く未來をごうかしやうと 丽か の如き も迷路

錧

Ξ

號

は 先づ以て高閣に東 ねらるべきものゝ隨一とさ

問 れて居る、 題に 戰後 されなかつた戰爭責任 は勿論のこと戰爭最中にすら我國では餘 一論は、 歐洲に 於 て戦 b

毎申は

勿論のこと、

戦後の今に於てすら激しき論

以て戰爭を有利に遂行するのに便せむが為め、 ざるに出でたのであるといふ感じを强からしめ、 戰の種となつて居る。戰爭中に於ては、自國の興 論を誘導して、 干戈を執るに至つたのは已むを得 中

の政策からして、 を沮喪せしめむが 立國の輿論を動かして之を味方に引きつくるが め 敵國 の興論をして無名の師に背かしめ其 いづれ 爲め、 の國も此責任論を盛にや 之を要するに、 對內 對外 八兵氣 縞

方は似たもので、

要するに己れは型不盡に戰を挑

であつた。 うさ云

加し

て

v づ

れ國に於ても其議論

の行

b

ふのも、

亦責任論を喧しくやつた動機の

まれ、 側に在りと論ずるのである。 干戈を執るに至つたので、 正當なる自己防衞の手段として已むを得ず 開戦の責任は無論敵國

**分念入りの研究を積んだ。** に嫁せむさし、 は主として此動員先後論によりて開戰の責を露國 なくして先を譲る爭なのだ。獨露間に於て、 開戦の責 任を他 獨逸の史家は露國の動員につき**随** に轉嫁する為めには動員の先後 而して獨帝が露帝 先きを守ふので 獨逸 の依

カジ

總

面 責任のなすり合ひをやり、 か よりも遅いか否かは問題であつて、八月一日は表 口を拭うて居る。 き挑戦だと云ふ意味で露國に宣戰したのだとして 動員を行ひ、獨逸の東境を脅威したのは、看過 類により墺洪國を說得しつゝある間に、 露國 ح のみ動員下令の日となつて居るのでは の疑もある。、戦後の獨逸は獨逸の内 **共實獨逸の動員が露國の總動員** 途に外交史料として最 |輪同 あるま 難

講和の際に成るべく有利な條件を獲得しや

1: も貴重すべきカ 至つたので、 i n ウッキイ文書集四卷 偏に 獨逸敗戰の 賜 の出版を見る 物 で あ ã カゞ

白耳義に侵入したのだ。

後になつて白耳義で押收

す

カコ

動 加 史家にとりて容易でなく、 の事實上の動員の何日であるかを斷定するのは をば、 何 ッ ラケ 今に至るまで秘して洩さない。 出 L の獨 逸 で 從ひて獨逸は開戰責任 ŧ, 胴 戰 間 際の 放に獨逸 冗 事 行

居 の道脱 英獨 兩 の爲め、 國 の 問に闘はされた責任論は自耳義の いつ迄も露國の總動員を云 12

して

た 立の 任を負はす為めには、 戰爭責任論をなすことに熱心ではない。 白耳義の中立が侵害さ のでは 弾重と な Ū v カュ ふ問題を中心として居 B 白耳義中立尊重か 戰爭の遠因にも遡りて廣義 れたさい ふ放の る つみで ら出發する か、 獨逸に責 参戦 は

の責任

論をやる。

獨逸は之に反

し白耳義中

立

0)

の非 就

を認め

うと、

僅

かに正當防衞に藉口

して

は

獨逸の側に占領中の白耳義を其儘併合しやうと

n

かゞ

で

邻

Ξ

號

 $\equiv$ 

(三四五

いては辯解に最

も難澁する。

鬼に角最

初

ű 侵

第

-<del>L</del>î

卷

初F

究

世界大戰責任論

耳義侵 F ば、 o Ck ことになる。 n を毆打せむと企てた證據を發見したに 初侵入の際の無理が變じて道理となる譯には行 L あ ャ 大家として有名な、伯林大學の敦授エヴー い る資格を失つたも る。 時には全く論 ì 々喧しく論じ立てたものだ。 然しながら此 の毆打は正 た文書を楯 若し斯かる論 氏の如きも曾て此種の議論を公にしたこと 勝手に通行人を毆打し懷中を吟味 隨分窮 入無罪論 當防衛だとい せりと評すべ 1 世 の は戰爭の半過ぎ迄續 Ñ 如き愚にもつか かゞ 白耳義の夙に中立賃重を要求 のであることを論 正常として認めらるゝとすれ よりは優しである ふ論 きである。 史學殊に古代史の が立派に成立する n 論 じた所で、 して、 12 丽 ح で よつて、 ક્ かゞ ŀ して此自 ド・マイ š 己れ る の 苦し 己 最

**F**[-3

第 Ξ

號

くな 13 Ļ 絶望し切らぬ間のことである。 Š 說 0 な間で、 殊に戰後に於ては、 換言すれば、 獨逸に於てすら **戦勝の見込がな** 獨逸が全く戰勝

此種 白耳義の中立侵害は何と云つても獨逸の苦手であ の思論を繰り返へす者は稀だ。 之を要するに

る。 嫁せ 居る。然れざも遡れば遡る程他を傷けると同時に 15 遡りて英國の對獨政策を攻撃することにして むとするには、 であるからして、 開戰當時 獨逸が戰爭の責任を英國に のイ 7-サッを論せず

己れをも傷けることになるので、 は愈朦朧 となるのだ。 大戰責任の所在

責任の在 み摘發して居るから、 0) で簡單なやうでありながら、 動靜 は り家をきめやうとして居る。 共に自國の分を秘 鳥の雌雄容易に知り難い。 宣戰以前 Ļ 他國 即事實問題 の所為をの の兩國 陸軍

為に出でた

のは

熟れかとい

ふ問題の決定によりて

くしやうさいふ希望にも基づいて居る。

佛 獨

兩

國

間

0 戰

一年に関

しては、

真先きに敵對行

これは塡洪國の末路の責任論をやる餘裕すらもな ともないが實際此方はあまり論じられて居らぬ。 棒たる墺洪國には、 數多の議論から成立して居ることを明かにするが 孰れの責任論でも其一方の相手方は獨逸で、 以上述べた如く大戰責任論は、 責任論 を起こせば起こせぬこ 之を分析すれば 其相

じを自ら打ち消すことが出來ぬからでもあらうが く戰爭の責任を負擔すべきは己れであるといふ感 は所謂問ふに落ちずに語るに落ちる者で、最も重 がどの相手よりも熱心に責任論をやるのは、 くなつた慘めさによるものであらう。 方に於て此責任論により戰後の獨逸の損害を輕 IIIi して これ 獨逸

としては戰爭を起こした責任偏 するに非常に重き科料を以てした。 戰勝諸國はヹルサイユ講和會議に於て ふ點に 重きを措き、其獨逸の責任を證據立 へに獨逸に m して其 獨逸に課 在 るさ 型 Ţ 山

1,

其報告 る為 めには責任調査委員會なるものが組織 が基礎となつて、 獨逸に過意金が莫大に課 せられ

其支拂ふべき金額の多きに過ぐるは英國の ては一旦は已むを得ず講和條約に調印したものゝ せらるゝことゝなつたのである。 されば獨逸とし + ī ン

可能であるから、其支拂の義務を輕くするには、 ス抔の言ふ通りで、 之を支拂ひ了ることは殆ど不

其義務を負擔せしめらるゝ理由となつて居る戰爭

15 責任を輕くするのが切耍だと考へた。 jν サイユの責任調査委員會の報告を反駁する為 既に一九一九年中に獨逸白書の一冊として、 **发に於てエ** め

12 出 72 M Deutschland schuldig? と題する冊子を公にした。 ブロ 對する獨逸側の批評を收めたものである。 した覺書四通、 して此 ッ ッ 書中にはヹ F. jν フ・ランツアウ伯の演説 及び 其提 責任調査委員會の報告、其報告 jν ナナ イユに於て獨逸を代表し

> ıν -4 デ ッ 7 ク ス・ 7 毛 ッ 'n 1 ŀ ス • ゲ ヱ ラ Ţ ス ٧٠/ 1三 教授及陸軍中將 の論文も亦此中に收

録されてゐる。

伯

餌 ŀ

jν

こる毎に、 此書の出版以後に於ても歐洲にて國際事件が起 會議が 開 殊に獨逸の償金支拂に關し かるゝ毎に、 此戰爭責任 問題 論 の繰 かゞ りか 起こ

b, 熱心なのは依然獨逸であつて、宇官報獨逸アルゲ 折 7 へさるゝを例として居るのであるが、 々掲載せられ、シ イネ・ツアイト ング紙上には 之に關する **\_\_\_\_\_** ーエル ŀ フェー ガ (一大佐 最も論 論 の如き 說 かず

が論旨も多岐で、 ては死活の問題として取り扱はれて居るのである を算ふるが 「のやり方は大抵きまつて居る。 今次に其大要を 如き閑事業ではなく、 **論者も數多あるに拘はらず、其** 殊に獨逸に ਣ

戰爭責任論は歐洲に於ては我國と異りて死兒の年

は其寄稿者中の重なる者となつて居る。要するに

第 Ξ

號 I. (三四七)

世界大戰責任論

翁

ス・デ

ルブリ

ユ

少

2

フ

አ

·

メン デ

jν

スゾー

叙して見やう。

論

第

三

むが為 を操 n であつて、 欲したのでなく、 己れを僞ることなくして、 最初からして戰爭を欲して戰爭になるやうに外交 於けるが如くせむとしたのであるからだ。 て責任を帯びぬさい 不本意の戰爭を惹起すれば、 て威嚇したに過きずとは云へ、威嚇をや かつたと答へ得るのである。假令最初から戰爭を して以て外交上の勝利を博すること一九〇八年に は其真意戰爭を欲せず、 b ば 好都合とする所である。 たのだと論じたがるのは、 聯 つたさい 合國 獨逸と雖大に辯解の餴に窮する譯であるが 侧 若し聯合國が此理を以て 獨逸が最初からして工んで戰爭を開 が戰爭の責任 ふ聯合國の非難に對しては、 唯外交の一手段として戰爭を以 ふ譯にゆかぬことは自明の理 唯戰爭を以て露佛を威 全部を獨逸に負擔せしめ 皇帝以下戰爭を欲 何放かとい 其戰爭の破裂につい 獨逸側にどりて 獨逸を詰 ふに、 り過 獨逸は されば 何 しな 獨 責す ごし ょ 始 嚇 災 獨逸側は此隙に乗じて決して戰爭を欲したのでな < いこさを立證

s B B ずれば獨逸を服罪せしむることが出來るのを知 には て戰意があつたといふ無理の混じた議 の責任を負擔せしむる為めに、 ではない。そこで聯合國は偏 どりて、 ならぬハメに陷らぬとも限らぬ。 る爲めには、 いふことに歸著するのみだ。 り方で、 戰爭の全責任を獨逸に負擔 ぬのではあるまいけれざ**、** 幸に聯合國側からは此道理 抑 聯合國側でも責任の幾分を負擔 も理由の 結論 殊に戰勝の後に於てあまり否ばしいこと 随分議論の迂餘曲折を經なけ は列國中で獨逸の責任が最も重 あることで、 此の で せしむるに 而かも此結論 へに獨逸をして 聯合國 押 獨逸に最初か 如き論のやり方は して それは聯合國 とて は來 しな、 は 論を立て、 不 H n 12 使 斯 達す i N ばな らし n な く論 ば ح 6

も聯合國側と責任の分擔をやり、

無責任と迄は行か

なくさも、

それより步を

ざ? 進めて償金の輕減まで遭ぎつけやうとして居るの

されば は、 中 無責任とすることは他の交戰國を無責任にするよ を以て唯一の責任者と見做し重き科料を課した ることは論を俟たぬので、 りも困難なことだ。 た義理でなく、一九一九年の白書を讀んだ所で |戦争の破裂に關し最も責任の重いのは獨逸であ 獨 中庸を失して居るにしても、 逸側 Deutschland か 如何に巧妙に强辯すればとて、交戰國 否不可能と云ふべきである。 schuldig? なぞゝ白々しく云 ヹルサイユ會議が獨 獨逸を以て全然 災 0

満足して居る。

聯合國の政策としては斯くあるべ

れるのは、大戰史の研究者にとりては、願つたり秘密に附せられ或は湮滅さるゝ史料の世に公にさて辯護に力めるので、其お蔭で以て、さもなければを輕くせむが為め種々なる新史料を引き出して來獨逸の論者が何とかして戰爭に對する自國の責任獨逸の無罪を信ずることは出來ぬ。然しながら、

に於て責任論の勝ち目が己の方に在ることを以てさうとせず、又鬪はすに利ありとも考へず、大體辿したのみで、今は何處迄も獨逸と責任論を鬪は此責任論に關し獨逸程の熱心を有せず、唯ヹルけつたりの仕合はせである。之に反して聯合國側叶つたりの仕合はせである。之に反して聯合國側

戦勝の難有さには、獨逸程に内部の弱點をサラケ國側の史料は、從ひて引用される機會に乏しく、きことではあらうけれざ、大戦研究に必要な聯合

出す必要にも遭遇せざるよりして、

力

ウッ

\*

、イ文

挑んで居るけれざ、此挑發は今迄毫も利目はない國側でも秘密文書を公表してはざうかと、頻りには自分の方では旣に史料をさらけ出したから聯合書集の如き與味ある史料の公開はない。獨逸側で

界大戰の史料は思ひの外早く、思ひの外多量

やうである。

世

三號七(三四九)

绾

卷 研 究 世界大戰責任論

第

ti

第三號 八 (三五〇)

成に深い研究をすることが出來る。これは偏へにれば吾人は此大戰を距ること遠きを要せずして可に、而かも貴重史料迄意外に多く發表された。さ

戰爭責任に關する論戰のお蔭であるから、 研究者

ある。(完)

よりも一層大規模に公開せむことを切望するので聯合國側が何かの機會を以て大戰關係史料を從來としては此論戰の尙繼續せむことを希ひ、併せて

# 古代支那の鐵器に就いて(下)

文學博士 松 本 文 三 郎

途を有して居たか。鐵の使途に關する記述は、武 端然らば古代支那に於て、鐵は果して如何なる使 で

して偶然といつても宜い位であり、而して鐵は始素用ゐる家具の類の古典に顯はるゝのは、先づ概器を除く外は、古典殆んご之を見るを得ない。平

めは多く此等平素使用する器物の材料として用ゐ

な。彼の前にも一言した墨子の「作刻鏤以為身服」をすれば、古代支那に於て、何等か裝飾用としてが若し鏤なるものが鐫刻すべき剛鐵を意義したが若し鏤なるものが鐫刻すべき剛鐵を意義したが若し鏤なるものが鐫刻すべき剛鐵を意義したられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の如きは寧ろ後世に至つて鐵を用ゐたられ、武器の前にも一言した墨子の「作刻鏤以為身服」